

主任技術者の兼務 令和2年災 特例措置（例）

①	<table border="1"> <tr> <td>A 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者</td> <td>B 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者</td> </tr> </table>	A 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	B 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	○	それぞれの工事が専任の主任技術者を置くこととされているが、「当面の取扱い」により、兼務可能	
A 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	B 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者					
②	<table border="1"> <tr> <td>A 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者</td> <td>B 工事（通常） 請負金額 3,000 万円 主任技術者</td> </tr> </table>	A 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	B 工事（通常） 請負金額 3,000 万円 主任技術者	○	専任の主任技術者を置くこととされている工事を含まむが、「当面の取扱い」により、兼務可能	
A 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	B 工事（通常） 請負金額 3,000 万円 主任技術者					
③	<table border="1"> <tr> <td>A 工事（通常） 請負金額 3,000 万円 主任技術者</td> <td>B 工事（通常） 請負金額 3,000 万円 主任技術者</td> </tr> </table>	A 工事（通常） 請負金額 3,000 万円 主任技術者	B 工事（通常） 請負金額 3,000 万円 主任技術者	○	それぞれが専任の主任技術者を置くこととされていない工事であることから、兼務可能	
A 工事（通常） 請負金額 3,000 万円 主任技術者	B 工事（通常） 請負金額 3,000 万円 主任技術者					
④	<table border="1"> <tr> <td>A 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者</td> <td>B 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者</td> <td>C 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者</td> </tr> </table>	A 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	B 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	C 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	×	それぞれの工事が専任の主任技術者を置くこととされており、災害工事を含まないため、「今回通知の取扱い」が適用されず、兼務不可
A 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	B 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	C 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者				
⑤	<table border="1"> <tr> <td>A 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者</td> <td>B 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者</td> <td>C 工事（災害） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者</td> </tr> </table>	A 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	B 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	C 工事（災害） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	○	それぞれの工事が専任の主任技術者を置くこととされているが、災害工事を含まむため、「今回通知の取扱い」が適用され、兼務可能
A 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	B 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	C 工事（災害） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者				
⑥	<table border="1"> <tr> <td>A 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者</td> <td>B 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者</td> <td>C 工事（災害） 請負金額 3,000 万円 主任技術者</td> </tr> </table>	A 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	B 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	C 工事（災害） 請負金額 3,000 万円 主任技術者	○	専任の主任技術者を置くこととされている工事を含まむが、災害工事を含まむため、「今回通知の取扱い」が適用され、兼務可能
A 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	B 工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	C 工事（災害） 請負金額 3,000 万円 主任技術者				
⑦	<table border="1"> <tr> <td>A 工事（通常） 請負金額 3,000 万円 主任技術者</td> <td>B 工事（通常） 請負金額 3,000 万円 主任技術者</td> <td>C 工事（災害） 請負金額 3,000 万円 主任技術者</td> </tr> </table>	A 工事（通常） 請負金額 3,000 万円 主任技術者	B 工事（通常） 請負金額 3,000 万円 主任技術者	C 工事（災害） 請負金額 3,000 万円 主任技術者	○	それぞれが専任の主任技術者を置くこととされていない工事であることから、兼務可能
A 工事（通常） 請負金額 3,000 万円 主任技術者	B 工事（通常） 請負金額 3,000 万円 主任技術者	C 工事（災害） 請負金額 3,000 万円 主任技術者				
⑧	<table border="1"> <tr> <td>A(市)工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者</td> <td>B(県)工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者</td> <td>C(市)工事（災害） 請負金額 3,000 万円 主任技術者</td> </tr> </table>	A(市)工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	B(県)工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	C(市)工事（災害） 請負金額 3,000 万円 主任技術者	△	専任の主任技術者を置くこととされている工事を含まむことと、災害工事を含まむため、「今回通知の取扱い」の適用となるが、本市以外の工事を含まむため、本市以外の発注者の承認が必要となる。
A(市)工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	B(県)工事（通常） 請負金額 4,000 万円 専任の主任技術者	C(市)工事（災害） 請負金額 3,000 万円 主任技術者				

* 技術者の現場専任となる工事とは、工事1件の請負金額が3,500万円以上の工事（建築一式工事の場合は7,000万円）

上表の例では、専任を要する工事を4,000万円、専任を要しない工事を3,000万円としている。

* 「当面の取扱い」とは、「主任技術者の専任に係る取扱いについて」（平成28年6月1日通知）

* 上表は件数の判断のみの例である。兼務に係るその他の判断基準をすべて満足している必要がある。

また、件数にかかわらず兼任を認めない工事もある。

* 例⑧本市以外の発注者とは、国・県・民間工事等、個人住宅を除くほとんどの工事発注者である。

* 下請契約を行う場合、下請負金額の合計が4,000万円以上となる場合は専任の監理技術者の配置が必要となる。（建築一式工事の場合は6,000万円）

* A工事、B工事、C工事の契約順番を問わない。